

# 平成30年度後期 授業料免除及び徴収猶予について

## 平成30年度の本科4・5年生と専攻科生対象

標記のことについて、下記のとおり授業料免除及び徴収猶予の申請を受け付けますので、希望者は学生課学生係まで書類を取りに来てください。

なお、前期申請者については、別紙のとおりですので書類を取りに来る必要はありません。

### 記

1. 対象者：  
①経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ学力優秀と認められる者  
②納入期限前6ヶ月以内に学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合で授業料の納入が著しく困難な者
2. 提出書類：  
・授業料免除申請書 又は 授業料徴収猶予申請書  
・その他必要書類  
※詳しくは配布冊子を参照すること
3. 提出期限：**平成30年9月25日（火）**
4. 提出先：学生課学生係
5. 備考：平成30年4月1日以降に懲戒処分（停学以上）を受けた者は対象となりません。

平成30年 7月18日  
学 生 課 学 生 係

掲示期間：～9月25日